

## さすガねっと Jプラン別記

大阪ガス株式会社

### 別記 1

第 36 条（設備の修理又は復旧）表中第 2 順位に規定する基準については、次に定めるところによります。

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 2 発行部数が、1 の表号について 8,000 部以上あること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

### 別記 2

第 25 条（料金の適用）に規定する料金の支払い方法については、次に定めるところによります。

#### 1 料金の算定

(1) 当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。

#### 2 料金の支払義務及び支払期日

(1) 前項の方法で算定した利用料の支払義務は、原則として、翌月 28 日に発生いたします。

(2) 契約者は、料金を支払期日までにお支払いいただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

#### 3 料金その他の支払方法

(1) 料金又は延滞利息は、原則として、口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法によりお支払いいただきます。

(2) 同一の場所において、同一の名義により、当社とガス又は電気の使用契約を締結されている契約者は、当社が定める日以降ガス又は電気の料金を支払われる場合と同じ支払方法にて当社のガス又は電気の料金とあわせてお支払いいただきます。

(3) 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお、払込みの方法によりお支払いいただく場合は、当社は、払込票発行手数料として料金表に定める金額を請求いたします。また、その他の方法によりお支払いいただく場合で、お支払いに必要な各種手数料が生じる場合は、契約者の負担といたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
- (5) 当社の指定する請求日までにお支払いいただけない場合若しくは口座振替によりお支払いされる場合で振替口座を変更されその手続きが完了しない場合、契約者は、料金又は延滞利息を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。

#### 4 料金又は延滞利息の口座振替

- (1) 料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) 契約者は、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれた契約者は、口座振替の手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。

#### 5 料金又は延滞利息のクレジットカード払い

- (1) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社と契約者との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- (2) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれた契約者は、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。

#### 6 料金又は延滞利息その他の払込み

契約者は、料金、延滞利息その他を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等(以下「金融機関等」といいます。)でお支払いいただきます。なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。

#### 7 料金、延滞利息その他の当社への支払日

- (1) 当社は、契約者が料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、契約者の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、契約者が料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

### 別記3 提携事業者

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社

#### 別記4 (第26条関連) 自然災害の対象エリア

法令で定められた区域又は、当社及びJCOMマーケティングが自然災害にあたり、当社及びJCOMマーケティングの減免対象とすべきと判断した区域

#### 附則

##### (実施期日)

本別記は、2026年4月1日から実施いたします。